

概要版

第2次 太子町人権行政基本方針 及び推進プラン

令和3年度～令和12年度

改定版



令和3年3月

令和8年3月 改定

大阪府 太子町



“人権”ってなんだろう？

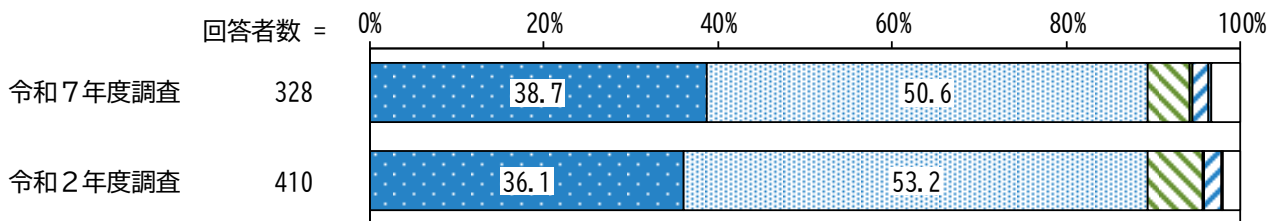
私たち一人ひとりが、かけがえのない大切な存在として、幸せに生きていけるように、すべての人が持っている権利です。

あなたは「人権」についてどのように意識していますか？

前回調査と比べて、「人権」を大切なことと認識している割合は増加していますが、前回と同様、普段はあまり意識していない人が大半です。

～令和7年度実施～
太子町人権に関する住民意識調査より～

- 非常に大切なことだと認識している
- ▨ 大切なことだとは思いますが、普段はあまり意識していない
- ▩ ほとんど意識したことがない
- 自分には関係がないと思っている
- ▨ 「人権」という言葉を聞くとやっかいなものと感じる
- その他
- 無回答



人権尊重ということ

自分自身の人権を大切にすること、そして同じように他の人の人権も大切にすることです。



ともに生きるということ

人にはそれぞれ、違い＝「個性」があります。その違いを知り、理解することで、お互いの人権を尊重し合う。それが「ともに生きる社会」です。



個性が輝くということ

一人ひとりが自分の意志や希望を表現し、個性を活かして多様な生き方ができることです。

こんなふうに思ったこと、ありませんか…？

普段の何気ない日常生活のなかに私たちの“人権”があります。



「こどものくせに…」

こどもの個性や自主性、人格を否定
するような言動を行っていませんか？

「親の世話・介護、子育て、家事」

⇒「女性の仕事」

と決めつけていませんか？

「障がいのある人は社会参加
が制限されても仕方がない」
と思いますか？

「高齢者をじゃま者扱い」

したこと、されたことはありませんか？

「どこの人？」

こどもや孫の結婚相手を
「出身地」で判断しますか？



身のまわりにある偏見や差別に気づくこと、想像していただくことが大切です。

すべての人の人権が守られるまちをめざして、太子町では、次のように人権行政基本方針に基本理念などをまとめ、人権行政推進プランをもとに取り組んでいきます。

人権行政基本方針

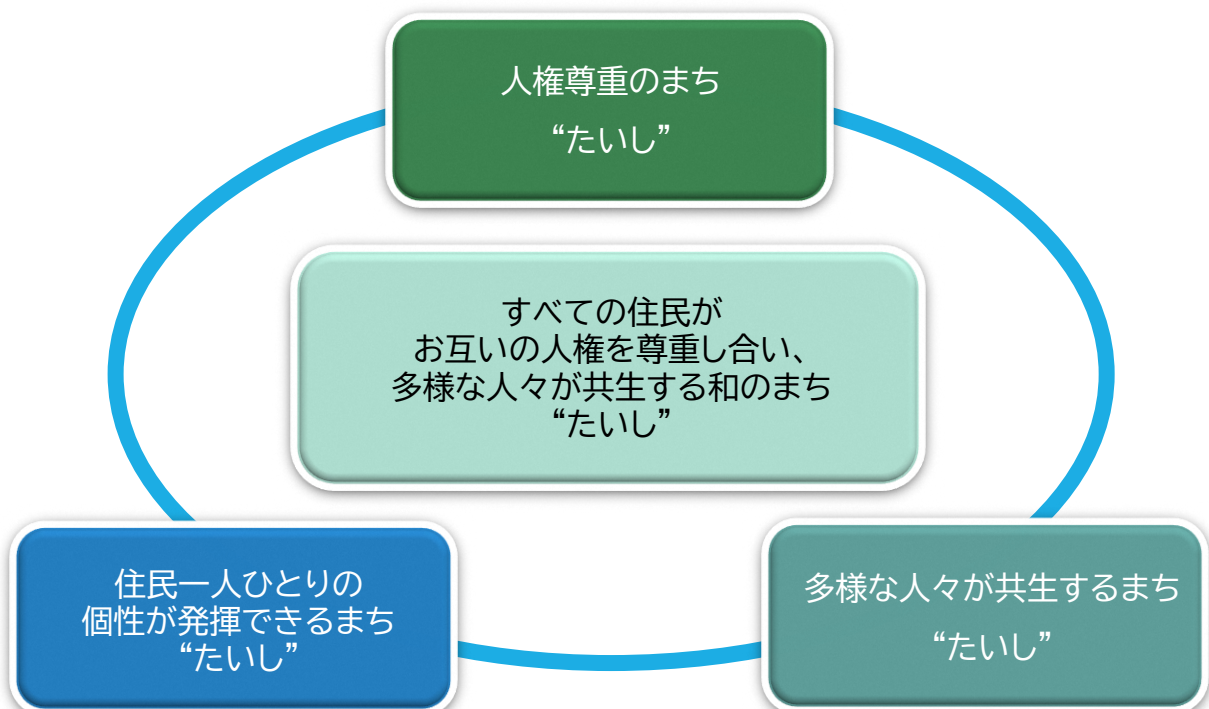
計画の位置づけと期間

第6次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の基礎となるものが第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランです。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人権行政基本方針									
人権行政推進プラン					人権行政推進プラン改定版				
					↑ 見直し				

基本理念と基本方針

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”を基本理念として、次の3つの基本方針を掲げます。それらは相互に関連し、住民・事業者・行政が協働して人権行政を推進します。



人権行政推進プラン

施策の基本方向

人権施策を進めるにあたって、次の6つの基本方向を定めます。

人権教育・啓発の推進

- 学校、家庭、地域などあらゆる場と機会を通じて、生涯学習と人権教育・啓発を推進します。また、住民や事業者、関係団体などと連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

情報の収集・提供機能の充実

- 住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

相談体制の充実

- 多様化・複雑化・複合化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図り、適切な相談支援が提供されるよう横断的な相談・支援体制の充実に取り組みます。また、相談窓口の周知と気軽に利用できる支援体制の整備を推進します。

人権行政の推進

- 職員は、住民の人権擁護が本務であるという認識をもち、住民の立場に立った人権行政を遂行します。また、人権研修に参加するなど、常に人権感覚を磨き、新たに生じてくる人権問題などの課題にも迅速かつ適切に対応します。

住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援

- 住民の交流と相互理解のための活動を支援するとともに、NPO法人や事業者などにおいても人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

協働の取組とネットワークの推進

- 住民・各団体・事業者と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

課題横断的な人権課題に対する取組

インターネット上の人権侵害

- ・インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進
- ・人権侵害への対応・相談体制の充実
- ・インターネットモニタリングの実施



各人権課題に対する取組

1. こどもの人権

- ・人権意識の啓発と人権教育、心身の機能や心の健康に関する教育の推進
- ・児童買春、薬物、性犯罪・性暴力などの問題から子どもを守るための啓発
- ・子どもや保護者が相談しやすい相談体制の充実
- ・地域や関係機関などの連携による子どもへの虐待の未然防止
- ・太子町こども家庭センターを中心とした子育て相談、重層的支援体制の充実と地域ネットワークづくり
- ・ひとり親家庭への自立の支援

2. 女性の人権

- ・女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供
- ・交際中の男女間の暴力（デートDV）についての啓発・教育
- ・女性相談支援員の配置、女性支援の相談窓口の強化と重層的支援体制の充実
- ・審議会委員などへの女性の参画促進
- ・配偶者などからの暴力の根絶に向けた、関係機関との連携や被害者支援

3. 障がいのある人の人権

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育と啓発
- ・ともに学び、ともに育つ教育（インクルーシブ教育）の推進
- ・障がいのある人の雇用促進と就労支援の充実
- ・関係機関が連携した福祉サービスの提供と相談しやすい体制の整備
- ・障がいの有無にかかわらず参加・交流の機会の確保

4. 高齢者の人権

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会の実現に向けた意識啓発
- ・高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などを通じた教育活動
- ・相談しやすい環境の整備と情報提供機能の充実
- ・高齢者の虐待防止の体制整備や、孤立防止のための見守り活動の強化

5. 部落差別（同和問題）

- ・部落差別の認識を深める学校教育と、部落差別を許さない意識啓発
- ・部落差別を知る機会としての生涯学習の推進と、正しい理解を広める啓発活動の推進
- ・庁内における人権相談窓口の充実及び関係機関との連携
- ・えせ同和行為の排除に向けた、正しい知識と対処についての啓発活動の実施

6. 外国人の人権

- ・外国の人々の生活や文化に関する体験学習などを通じた多文化教育の推進
- ・外国人に対する偏見や差別の解消に向けた生涯学習や教育・啓発活動の充実
- ・誰もがダイバーシティの視点を持てるような啓発活動の実施
- ・ヘイトスピーチの解消に資するため、国・府などと連携した啓発活動の推進
- ・外国人が困ったときに相談しやすい体制の充実

7. 職場などにおけるハラスメント

- ・あらゆるハラスメントを根絶するための啓発・広報活動
- ・ハラスメントに悩んでいる人のため、各種相談窓口に関する情報提供の実施
- ・関係機関と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりを促進

8. 性的マイノリティへの人権侵害

- ・学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供
- ・性的マイノリティへの差別は不当であることの認識を広める啓発活動の推進
- ・性的マイノリティの人への情報提供や、相談窓口の案内の実施

9. 感染症に起因する人権侵害

- ・ハンセン病回復者、HIV感染者、新型コロナウイルスなどの感染者に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動と相談窓口の充実

10. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

- ・すべての住民が自らのところを健康に保つとともに、不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、多様な媒体・手段を活用した普及啓発を推進
- ・生きることの包括的な支援の推進と、自殺未遂者や自死遺族への支援体制の充実
- ・住民、地域、関係機関、事業主、学校などとのネットワークの強化

11. その他の様々な人権課題

- ・刑を終えて出所した人やその家族、犯罪被害者やその家族、引きこもり、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引、震災などの災害に起因する人権問題、職業に対する偏見や差別など、あらゆる人権課題への取組



かくしゅそうだんまどぐち あんない 各種相談窓口のご案内

たいしちやうやくばない そうだんまどぐち 太子町役場内の相談窓口

たいしちやうやくば だいひやう
太子町役場（代表） ☎ 0721-98-0300

- じんけんけいはつ だんじよきやうどうさんかく かん
人権啓発、男女共同参画に関する事 …… じゆうみんじんけんか
住民人権課 ☎ 98-5515
- じんけんそうだん はいぐうしやぼうりよく かん
人権相談、配偶者暴力に関する事 …… じゆうみんじんけんか
住民人権課 ☎ 98-5515
- こんなん もんたい かが じよせい しえん かん
困難な問題を抱える女性への支援に関する事 …… じゆうみんじんけんか
住民人権課 ☎ 98-5515
- こやう かん
雇用に関する事 …… かんこうさんぎやうか
観光産業課 ☎ 98-5521
- かじ いくじ、ひとり おやかてい しえん かん
家事、育児、ひとり親家庭の支援に関する事 …… こそだ しえんか
子育て支援課 ☎ 98-5596
- かいご こうれいしや じりつせいかつ しえん かん
介護、高齢者の自立生活の支援に関する事 …… ふくしかいごか
福祉介護課 ☎ 98-5519
- しょうがいのある人への しえん かん
障がいのある人への支援に関する事 …… ふくしかいごか
福祉介護課 ☎ 98-5519
- にんしん しゅっさん いくじ かん
妊娠・出産・育児に関する事 …… いきいきけんこうか
いきいき健康課 ☎ 98-5520
- けんこう かん
健康づくりに関する事 …… いきいきけんこうか
いきいき健康課 ☎ 98-5520
- がっこうきやういく かん
学校教育に関する事 …… きやういくそうむか
教育総務課 ☎ 98-5533
- しょうがいがくしゅう しえん かん
生涯学習の支援に関する事 …… しょうがいがくしゅうか
生涯学習課 ☎ 98-5534

じんけん かん かくしゅそうだんまどぐち 人権に関する各種相談窓口

- みんなの人権110番
でんわばんごう：0570-003-110（最寄り^{せうぜろ}の^{みな}法務局^{のひやくとおぼん}につながります）
でんわをかける^{じどうおんせい}と自動音声ガイダンス^{なが}が流れます。案内^{あんない}に従^{したが}い、相談内容^{そうだんないよう}に応じて^{おう}
番号^{ばんごう}を押^おしてください。
相談日時^{そうだんにちじ}：平日^{へいじつ} 8時30分^じから17時15分^じ
- こどもの人権110番
でんわばんごう：0120-007-110（全国^{ぜんこく}共通^{きやうつう}・通話料^{つうわり}無料^{りやうりやう}）
相談日時^{そうだんにちじ}：平日^{へいじつ} 8時30分^じから17時15分^じ
- がいこくごじんけんそうだん
外国人^{がいこくご}人権^{じんけん}相談^{そうだん}ダイヤル
でんわばんごう：0570-090-911（全国^{ぜんこく}共通^{きやうつう}）
相談日時^{そうだんにちじ}：平日^{へいじつ} 9時^じから17時^じ
対^{たい}応^{おう}言^{げん}語^ご：英^{えい}語^ご、中^{ちゆう}国^{こく}語^ご、韓^{かん}国^{こく}語^ご、菲^ひリ^りピ^ぴノ^の語^ご、ポ^ポル^ルト^トガ^ガル^ル語^ご、ベ^ベト^トナ^ナム^ム語^ご、
ネ^ネパ^パール^{ール}語^ご、ス^スペ^ペイン^{イン}語^ご、イ^イン^ンド^ドネ^ネシ^シア^ア語^ご、タイ^{タイ}語^ご



第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(概要版) 令和8年3月改定
発行 太子町 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地